



令和8年度 家庭向け脱炭素化支援事業費補助金



真岡市では、新たに策定した第3次真岡市環境基本計画に基づき、カーボンニュートラルの実現に向けて下記の補助を実施し、家庭での脱炭素化を支援・促進します。

補助対象	補助額	主な条件
家庭用 太陽光発電システム 	1kw あたり 1万円 上限 4 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用であること ・売電契約を行っているもの ・10kw 以内であること
定置用 リチウムイオン蓄電池システム 	1kwh あたり 1万2,000円 上限 6 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用であること ・太陽光発電と連携しているもの
【新規】 ZEH 住宅 	予算額に達しましたので、受付を終了しました (6/5)	
【新規】 電気自動車 	1件あたり 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・R8.4.1以降の車検証初年度登録 ・真岡市内の販売店での購入
【新規】 電気自動車 充電設備 (V2H) 	1件あたり 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・R8.4.1以降の工事完了又は引渡 ・太陽光発電及び蓄電池と連携しているもの
【新規】 省エネ家電 ・エアコン  ・冷蔵庫  ・照明器具 	1品目あたり 購入費の 30% 以内 上限 各 2 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・R8.4.1以降に購入したもの ・真岡市内の販売店での購入 ・統一省エネラベル 星3以上 

共通条件：国が進める脱炭素に向けた国民運動（デコ活）への参画・「**デコ活宣言**」を行っていること

申請期間

令和8年5月18日 ~ 令和9年3月31日

- ※ 太陽光発電及び蓄電池は、4月1日から受付しています。
- ※ 補助額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了させていただきます。

【補助の概要は、裏面をご覧ください】

【 裏 面 】

1 申請期間

令和8年5月18日（太陽光及び蓄電池は4/1~）から令和9年3月31日まで

※予算がなくなり次第終了

2 申請方法

- ・申請は各補助対象1回限り
- ・申請書及び関係書類を下記「申請書提出先」に直接提出

3 対象者（次のすべてを満たす方）

- ・真岡市在住の方（住民登録のある方）
- ・世帯において市税等を滞納していない方
- ・「デコ活宣言」をされた方

4 補助対象・要件など ※詳細は市ホームページをご覧ください



補助対象	補助要件
太陽光発電システム	・ 低圧配電線と逆潮流有りて連系してから90日以内であること ・ 太陽電池モジュールの最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること
定置用リチウムイオン蓄電システム	・ 常時太陽光発電システムと接続していること ・ リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備えたものであること ・ 支払い又は設置を完了した日から90日以内であること
ZEH住宅	予算額に達しましたので、受付を終了しました（6/5）
充給電設備	・ 令和8年4月1日以降の工事完了又は引渡を受けたもの ・ 住宅に設置されたものであること ・ 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること
電気自動車	・ 電気自動車又は燃料電池車であること ・ 令和8年4月1日以降の車検証初年度登録車両であること ・ 真岡市内の販売店・ディーラーでの購入したもの
省エネ家電 （エアコン、冷蔵庫、LED照明器具）	・ 令和8年4月1日以降に購入したもの ・ 真岡市内の販売店・家電量販店で購入したもの ・ 統一省エネラベル星3以上であること



5 注意事項

- ・すべての書類がそろった時点で受付となります。
- ・中古の住宅、自動車、家電は対象になりません。
- ・法人、個人事業主での申請はできません（事業用に使用するものは対象になりません。）。
- ・省エネ家電は、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているものに限られます。

<https://seihinjyoho.go.jp/>



詳しくはHPへ

〈問合せ・申請書提出先〉

真岡市 市民生活部 環境課 環境保全係

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電話：0285-83-8125 FAX：0285-83-8392 メール：kankyou@city.moka.lg.jp

